

改正

平成20年3月26日条例第4号  
平成24年3月28日条例第3号  
平成26年12月17日条例第29号  
令和元年12月25日条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第4項の規定に基づき、法第244条第1項の規定により市が設置する公の施設(以下「市の施設」という。)の管理を法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせる場合における指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者に管理を行わせる施設)

第2条 指定管理者に管理を行わせることができる市の施設は、当該市の施設の管理に関する事項を定める条例の定めるところによる。

(公募)

第3条 市長は、市の施設の管理を指定管理者に行わせようとするときは、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)を公募しなければならない。

2 前項の規定による公募(次項及び第8条第1項において単に「公募」という。)は、次に掲げるもののうち2以上の方法により行うものとする。

- (1) 新聞への掲載
- (2) 市が発行する広報紙への掲載
- (3) 市のホームページへの掲載
- (4) 市の掲示場への掲示

3 市長は、公募を行うに当たっては、次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 管理を行わせる市の施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う市の施設の管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定の期間
- (4) 申請の方法
- (5) 前年度(4月1日から6月30日までの間に公募を行う場合は、前々年度)における当該市の施設の利用者数、決算その他運営状況

(指定の申請)

第4条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市長が定める期間内に、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 名称及び所在地並びに代表者の氏名
- (2) 管理を行おうとする市の施設の名称

2 前項の申請書には、事業計画書、収支予算書その他規則で定める書類(第7条第2項及び第8条第2項において「事業計画書等」という。)を添付しなければならない。

(欠格条項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産手續開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないもの
- (3) 当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
  - ア 破産手續開始の決定を受けて復権を得ない者
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 公務員であった者であって、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの

エ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。オにおいて同じ。）

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者（指定管理者の候補者の選定の基準）

第6条 市長は、第4条の規定による申請（以下「指定申請」という。）があったときは、次に掲げる基準によって当該指定申請の内容を審査し、当該指定申請を行った法人等のうちから、当該指定申請に係る市の施設の指定管理者の候補者を選定するものとする。

（1）第4条第2項の事業計画書（以下この項において単に「事業計画書」という。）による当該市の施設の運営が、当該市の施設の使用者又は利用者の平等な使用又は利用を確保するものであること。

（2）事業計画書の内容が、当該市の施設の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、当該市の施設の管理の業務（以下「管理業務」という。）に係る経費の節減を図るものであること。

（3）当該指定申請を行った法人等が、事業計画書に沿った当該市の施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ、第13条第1項に規定する選定委員会の意見を聴かななければならない。

（指定管理者の候補者の選定の特例）

第7条 市長は、指定申請を行う法人等がないとき、又は指定申請を行った法人等について前条第1項各号に掲げる基準のいずれにも該当するものがないときは、当該市の施設の設置の目的を効果的に達成することができるものとして市長が認める法人等（次項において「認定法人等」という。）を、当該市の施設に係る指定管理者の候補者として選定することができる。

2 前項の規定により認定法人等を指定管理者の候補者として選定する場合においても、市長は、当該認定法人等と協議の上、当該認定法人等に対し事業計画書等の提出を求め、前条第1項各号に掲げる基準に照らし総合的に判断するものとする。

3 前条第2項の規定は、第1項の規定により指定管理者の候補者を選定する場合について準用する。（公募によらない指定管理者の候補者の選定）

第8条 市長は、市の施設の設置の目的を効果的に達成するためには当該市の施設の管理を特定の法人等に行わせる必要があると認めるときは、公募によらないで、当該特定の法人等を当該市の施設の指定管理者の候補者として選定することができる。

2 前項の規定により特定の法人等を指定管理者の候補者として選定する場合においても、市長は、当該特定の法人等に対し、事業計画書等の提出を求めなければならない。

3 第6条第2項の規定は、第1項の規定により指定管理者の候補者を選定する場合について準用する。

（指定等の公示）

第9条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、若しくは指定管理者の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その都度、その旨及び規則で定める事項を公示するものとする。

（指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲）

第10条 市の施設において指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲は、当該市の施設の管理に関する事項を定める条例に定める。

（事業報告書の作成及び提出）

第11条 指定管理者は、法第244条の2第7項の規定により作成する事業報告書を、毎年度終了後30日以内（同条第11項の規定により指定を取り消された場合においては、当該指定を取り消された日から30日以内）に、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、当該年度（法第244条の2第11項の規定により指定を取り消された場合においては、当該指定を取り消された日まで）における次に掲げる事項を記載しなければならない。

（1）管理業務の実施状況

- (2) 当該市の施設の利用状況
  - (3) 使用料又は利用料金（法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。）の収入の実績
  - (4) 管理業務の実施に係る収支状況
- （情報の公開）

第12条 指定管理者は、米子市情報公開条例（平成17年米子市条例第22号）の趣旨にのっとり、その管理業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（米子市指定管理者候補者選定委員会）

第13条 第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定による指定管理者の候補者の選定に当たっての公正性及び透明性を確保するため、米子市指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、市長の諮問に応じ、市長が指定管理者の候補者として選定しようとする法人等がその対象となる市の施設の管理を適正に行うことができるものであるかどうか調査審議する。

3 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

4 前3項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（教育委員会所管の公の施設への適用）

第14条 市の施設のうち教育委員会が所管するものに関してこの条例を適用する場合には、この条例の規定（第9条及び前条第3項を除く。）中「市長」とあるのは、「教育委員会」とする。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成20年3月26日条例第4号抄）

改正

平成26年12月17日条例第29号

この条例は、平成20年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成24年3月28日条例第3号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、附則第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項、第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項、第16条第1項、第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項、第20条第1項、第21条第1項、第22条第1項、第23条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第29条第1項、第30条、第31条第1項、第32条第1項、第33条第1項、第34条第1項、第35条第1項、第36条第1項、第37条第1項、第38条第1項、第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項、第43条第1項、第44条第1項、第45条第1項及び第46条第1項の規定は、公布の日から施行する。

（米子市公の施設の指定管理者の指定の手續等を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

第2条 この条例の施行の際現に地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市から指定管理者の指定を受けている者が、第1条の規定による改正後の米子市公の施設の指定管理者の指定の手續等を定める条例第5条第3号の規定に該当するに至ったときは、当該指定管理者の指定を受けている者に対し、同法第244条の2第11項の規定を適用する。

附 則（平成26年12月17日条例第29号抄）

（施行期日）

1 この条例中第1条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行の日から、第2条の規定は同法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（平成28年政令第405号により平成29年5月30日）から、第3条及び次項の規定は公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月25日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。